

⑩ ガバナンス（統括）委員会規程

（総則）

第1条 公益財団法人日本卓球協会（以下本会という）定款第33条に基づく専門委員会組織規程第1条第⑩項のガバナンス（統括）委員会について定める。

（目的）

第2条 本委員会は、定款第3条に定める目的を達成する為、各種規程を遵守する態勢作りについて定める。

（基本方針）

第3条 本会は、本会におけるガバナンス有効性の確保を、本会運営にかかわる重要課題と認識し、以下の運営方針で積極的な取り組みを行う。

（ガバナンス（統括）委員会の設置）

第4条 本会は、各種規程を遵守する態勢作りの為、ガバナンス（統括）委員会を設置する。本委員会の委員構成は委員長1名のみとする。その他については、専門委員会組織規程に従う。

（ガバナンス態勢の維持）

第5条 ガバナンス態勢の維持は、会長から委嘱されたガバナンス（統括）委員会担当理事が責任を持つ。同理事は、定款第3条に定める目的を達成する為、法令・定款及び各種規程の遵守が不十分と感じた場合、役員ほか構成員に対して遵守のための対応策策定を指示することができる。

（ガバナンスにおける自己点検の実施）

第6条 本会は、ガバナンス体制維持の為、「NF組織運営におけるフェアプレーガイドライン（仮称）」セルフチェックリストを用いて、自己点検を実施する。自己点検は、年1回ガバナンス（統括）委員会委員長が実施、ガバナンス（統括）委員会担当理事が理事会に報告する。

（監事の意見陳述等に対する対応）

第7条 本会は、監事の理事会に対する報告・意見陳述が行われた場合、速やかに対応・是正に努める。対応・是正結果については、ガバナンス（統括）委員会担当理事が理事会に報告する。

（規程規の変更・改廃）

第8条 この規程は、理事会の決議によって変更・改廃を行うことが出来る。尚、文言の変更など軽微な変更については、専務理事の判断で行うことが出来る。

（活動費）

第9条 委員長は、活動にあたって年間活動計画および予算を作成し、理事会の承認を得なくてはならない。

2 委員会活動にあたっては、本会の規程に従って旅費、日当が支給される。

附 則 この規程は平成27年3月14日制定、平成27年3月14日より施行する。